

令和6年第6回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月25日（木）午後1時30分～午後1時55分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（13人） 農地利用最適化推進委員（6人）

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

9番 町田 考子 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男

4 欠席委員

農業委員 （0人）

農地利用最適化推進委員 （2人） 増島 敏雄 千島 政次

* 8番につきましては、辞任により欠番

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 田嶋 明弘

戸田 恭平

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第11号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について（2件）

日程第3 議案第12号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）

報 告

(1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について（2件）

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので只今より令和6年第6回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農地利用最適化推進委員の増島敏雄委員さんより欠席の連絡をいただいております。まだ到着されていない委員さんもいらっしゃいますが、小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>こんにちは。大変暑い中ご苦労様です。皆さんは、毎日汗だくになつて外の作業を行っていると思います。テレビを見ると山形県の方では雨が凄く降っています。埼玉県内では昨日竜巻が起こっています。そのような状況がいつ我々の所で起こるか分かりませんが、自然を相手に行つていかなければなりません。梅干しを食べたり、牛乳を飲んだり、水を飲んだりして、この夏を乗り切っていただくようにお願いしたいと思います。本日は何件か議案がありますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名をさせていただきます。今回は3番 加藤 功一委員さん、4番 玉川 寿々子委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年7月25日 小鹿野町農業委員会会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 謙渡人、謙受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、田 3筆 畑 10筆 計13筆 面積 計○, ○○○m²</p>

事由は、当該地を譲り受けて水稻、野菜や果樹の栽培をしたいとなつております。

相続による農地の所有権の取得等の場合には、相続登記後に届出をしていただき、農業委員会にて報告をする案件となります。今回の申請は、相続人以外の方に、遺言により特定遺贈するもので、農業委員会の許可を受けなければならない案件となります。

譲渡人は、遺言者の〇〇の〇〇〇であり、遺言公正証書により、遺言執行人として指定されております。遺言者は、令和〇年〇月に亡くなつておらず、遺言の効力は発生しております。

本件の申請地は、遺言者の所有する不動産であり、譲受人に遺贈すると記されております。

譲受人は、他に農地を所有しておりますが、農作業歴は16年となっております。年齢は76歳で、主たる職業は〇〇となっており、年間を通じて農作業に150日従事する計画です。トラクターを1台、軽トラックを1台所有しております。作付け予定の作物ですが、田で水稻を、畑できゅうり、じゃがいも、なすを、果樹はカボスの栽培をする計画となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の1ページ目と2ページ目が位置図になります。筆数が多いので2ページに分かれておりますが、1ページ目に案内図と○○○の公図、2ページ目に○○○の公図を掲載しております。

番号1については、以上となります。

番号2 謙渡人、謙受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、畠 3筆 面積 計○○○m²

事由は、当該地を譲り受けて野菜や果樹の栽培をしたいとなっております。

譲受人は、他に農地を所有しておりませんが、農作業歴は2年となっております。年齢は74歳で、主たる職業は〇〇となっており、年間通じて農作業に200日従事する計画です。住所は町外となっておりますが、申請地に接する土地と建物を所有しており、週に4~6日宿泊し農作業等を行う計画です。トラクター1台、小型耕耘機1台、軽トラック1台を所有しております。野菜や果樹（桃、ブドウ、キウイ、ブルーベリー、スモモ、柿、梨、サクランボ）の栽培をする計画となつて

	<p>おります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の3ページ目が位置図になります。</p> <p>こちらは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの東、約〇〇〇mの位置となります。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
議長	現地確認の報告をさせていただきます。
6番委員	<p>番号1 〇〇の〇〇さんの案件です。ここは、代々〇さんの家柄です。今回相続を〇さんではなく、〇さんに相続するという案件で、申請地を見てきました。全体的に草刈りがしてあり、家庭菜園もあり、手入れをされておりました。田んぼは稻作をしていないですが、草刈りがされておりまして、非常に手入れが行き届いていると感じました。</p> <p>番号2 〇〇〇〇の〇〇〇さんの案件ですが、家庭菜園で、こんにゃく、アスパラ、落花生等、非常にたくさん作ってあります。管理されていると感じました。ただ、気になったのは、網がありますが、シカが相当出ますので、あの網では駄目だと思いました。地元の委員さんから是非、シカ対策を勧めていただければと思いました。</p>
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	番号2の案件です。この方は、〇〇〇〇に居住しているとのことです。現地確認の報告で、シカ対策の必要があるという状況を報告していただきました。このことに対する町の補助金制度ですと、この方は町外の方ですから、獣除けの柵については、対象外になると思います。以前、三山地区で裁判になった事例があると聞いています。農地が現状あるので、住所が町内に限らず、農地に対して助成をするようにしないと前回のようなトラブルになりかねないと思います。その辺を危惧しています。小

	鹿野町に転入していただければ問題は無いと思いますが、受付時の指導等をしっかりとしていただければと思います。
議長	補助金制度については、町内に住所が無いと対象外ということですね。そのことについて事務局長よりお願ひいたします。
事務局長	お答えさせていただきます。現在の防護柵の補助金の要綱によりますと、小鹿野町に住民登録が無いと補助することが出来ないような規定になっていますので、現状では○○○さんに補助することは出来ません。農地の隣りに家屋があり、所有権があるということですので、小鹿野町に移住していただければと思います。移住していただければ対象になります。○○○さんからお話しがあった際は、このようなご案内をさせていただきたいと思います。
議長	この方は、元々○○の出身です。家を買って農地も譲り受けるということだと思います。 他にございますか。
1番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
1番委員	番号1についてお聞きします。譲渡人と譲受人が同じ人ということです。執行人というのは、この農地の権利を持っているということでしょうか。どのようなことで譲渡人と譲受人が同じ人なのか分かりません。その辺を教えていただきたいと思います。
議長	事務局からお願ひいたします。
事務局	まず、譲渡人の説明になります。遺言執行人というのは、民法の方で規定されているもので、遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する方とされております。遺言通りに行うことの役目を担う方となります。それに対して譲受人は、遺言に添った内容で権利を受ける方となっています。同じ人ではありますが、役割が違うと思います。

1番委員	分かったような、分からぬような、難しいような気がします。要するに、農地の所有者は○○○○さんではないということですね。
事務局	現時点での所有者とすると、亡くなった方の財産を管理しているのが遺言執行人の方で、譲受人としてまだ譲り受けはいないということになります。
1番委員	所有者が生きていれば所有者の名前になると思いますが、亡くなっているので、このような形になるのですね。
事務局	はい。管理する方の名前になるということです。
議長	よろしいですか。
1番委員	はい、分かりました。ありがとうございました。
議長	他にございますか。
	(質疑無し)
議長	御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの举手でお願いしたいと思います。 日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（2件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの举手をお願いいたします。 (全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	続きまして、日程第3 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」（1件）を上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、説明をさせていただきます。 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年7月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸

議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの手をお願いいたします。</p> <p>（全員賛成）</p>
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>（1）農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について（2件）</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告</p> <p>（1）農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について（2件）の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 農地法第18条第6項の規定による通知があったもの 令和6年7月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸 番号1 賃貸人、賃借人、契約地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。 番号2 賃貸人、賃借人、契約地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号1及び2は、農地中間管理事業による貸借で、合意解約の通知がありました。番号1の2筆と番号2の2筆が対応するものとなります。番号1の残りの1筆については、現時点では通知は届いておりませんが、今後通知が届くと思われます。</p> <p>以上で、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
議長	今回は、6ヶ月後の確認はありませんのでよろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、その他に移ります。
事務局	事務局よりお願いいたします。
事務局	机上に通知を配布させていただきました。令和6年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催についての通知が埼玉県農業会議よりありました。昨年行かれた方もいらっしゃるかと思いますが、令和6年9月11

	日 水曜日 午後1時より午後3時30分までを予定しています。場所は、羽生市産業文化ホール（大ホール）で、現地開催のみとなっております。昨年同様、公用車の乗り合わせを予定しております。出発時間は来月の総会時にお伝えします。ご都合を確認していただいて、出席希望の方は本日、又は今月中に事務局まで連絡をいただければと思います。欠席される方は連絡をいただかなくて大丈夫です。よろしくお願ひいたします。
議 長	他にござりますか。
強矢福司 推進委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	令和6年度の会費の集金ということで通知をいただきましたが、昨年度につきましては、会計報告をいただいているないです。過去に農業委員会の事務の関係で不祥事が生じていますので、会計報告をしなければいけないと思います。農業委員会の委員さんから監査を受けて会計処理を行うことで、不祥事の防止にも繋がりますし、役場を辞めざるを得なくなった職員のような事案に発展しないと思います。そのような仕組みを作って欲しいと思います。
議 長	一言申し上げます。今まで農業委員会の通帳は作っていました。このことを私は知りませんでした。今まで皆さんから預かった現金を机の中に入れて置いて、その都度支払っていたようです。それは、よろしくないということで、通帳を作っていただきました。現在は通帳管理になっていますので、年度で会計報告をする時は、皆さんに確認していただいて、処理をしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。 他にござりますか。
	(無し)
議 長	皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長

スムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

以上を持ちまして令和6年第6回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。非常に暑い日になっておりますので、皆さん、体に十分気を付けていただき、農業に励んでいただければと思います。大変お疲れ様でした。